**平成２９年度私立大学等経常費補助金の拡充に関する要望**

平成２８年９月

日本私立大学団体連合会

私立大学の経常的経費に対する補助割合は、私立学校振興助成法（附帯決議）において「速やかに２分の１とする」とされたにもかかわらず、昭和55年度（29.5％）をピークに減り続けて、**平成27年度は、ついに10％を切り9.9％となりました。更に平成２８年度は減少することが憂慮されます。**

経常的経費に対する補助割合が10％を下回ったのは、昭和50年に制定された私立学校振興助成法以前の昭和46年度以来のことであり、私立学校振興助成法の目的が達成されていない状況となっています。

※私立学校振興助成法の目的

（１）教育条件の維持及び向上、（２）学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、（３）私立学校経営の健全性の向上

**■不合理な国私間格差の是正と私費負担からの脱却**

○８割の学部学生を育成する私立大学への公費支出は、国立大学の約４分の１であり、学生一人当たり約13倍という不合理な格差が生じている。不合理な国私間格差の放置のしわ寄せは、学生の保護者の高い負担、老朽化した私立大学の教育研究施設に現れ、大学教育がその私費負担によって担われていることは看過できない。

○少子化の進展と国の支援における国私間格差が深刻な課題となって私立大学の経営を圧迫しており、授業料や人件費の抑制、奨学金制度等による修学支援にかかる私立大学の自助努力だけでは、新しい価値の創造や世界の大学との競争が困難である。

○総務省調査では、15年後には労働力人口に占める大卒者の割合は約70％となり、そのうちの7割以上が私立大学卒業者と予想されている。複雑化したグローバル社会に対応できるのは、多様な人材を育成している私立大学であり、私立大学の健全な発達こそがわが国の永続的発展には不可欠である。

○私立大学がもたらす経済的・社会的効果は、公費支出に対し約10倍という試算もある。今こそ、公財政支出総額と教育への私立大学の貢献とのバランスを考えた上で、高等教育の公財政支出のあり方を大胆に見直すとともに、公費支出にかかる国私間格差の是正並びに教育費負担の公正化のための私立大学等経常費補助金の大幅拡充を強く要望する。

（データ）

